

# 家計急変時の経済支援制度について

学生・就職支援担当

生計維持者の死亡、病気、失職、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等により家計が急変した場合は、以下の制度に採用される場合があります。いずれの場合も詳しい状況をお聞きする必要がありますので、**まずは、学生・就職支援担当にご相談ください。**

## 1 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金と授業料等減免）

住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行います。家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。対象となりそうかどうかは「進学資金シミュレーター」で確認することができます。制度の詳細は日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

○日本学生支援機構 給付奨学金（家計急変）

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html)

○日本学生支援機構 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

○日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

※原則として**家計急変事由発生から3か月以内**に申し込む必要があります。

※給付型奨学金と授業料等減免の要件は同一であるため、給付型奨学金の対象外となる場合は授業料等減免の対象にもなりません。

## 2 本学独自の授業料減免制度（大学院生・社会人入学者等対象）

高等教育の修学支援新制度においては、大学院生や大学等への入学時期等に関する要件を満たさない社会人入学者等は制度の対象外となります。しかし、これら対象外となる方についても、家計急変事由が発生した場合で一定の要件を満たす場合には、本学独自の制度により授業料減免のみ対象となります。

減免対象となるのは家計急変事由発生後支払日の到来していない半期分の授業料で、対象者の要件は、大学等への入学時期等に関する要件を除き、日本学生支援機構の給付型奨学金の要件と同一です。

詳細は学生・就職支援担当までお問い合わせください。

○日本学生支援機構 給付奨学金（家計急変）

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html)

○日本学生支援機構 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

○日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

### 3 日本学生支援機構の貸与奨学金

日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行います。家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。

高等教育の修学支援新制度よりも幅広い所得の世帯が対象となります。対象となりそうかどうかは「進学資金シミュレーター」で確認することができます。

- 日本学生支援機構 緊急採用・応急採用

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu\\_okyu/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html)

- 日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

※原則として家計急変事由発生月の翌月を起点として12か月以内に申し込む必要があります。

### 4 民間団体等が実施する奨学金

大学に対し募集案内があった民間団体や自治体の奨学金制度について、WebClass に掲載していますので参考にしてください。なお、ここに掲載されていない奨学金等の制度も各自治体等で実施している場合がありますので、お住まいの自治体等のホームページもご確認ください。

- WebClass 募集中の奨学金制度一覧

<https://swebclass.spu.ac.jp/webclass/login.php?id=2f1a2472eb7099307fc850aeb5106c74&page=1>

## 5 国等が実施する経済支援（情報提供）

国等が実施している主な経済支援制度です。詳細は各制度の実施主体にお問い合わせください。

### ●新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

#### 【学生アルバイトを含む、休業手当を受けることができなかった中小企業の労働者】

- 概要：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対し、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給を行うもので、学生アルバイトも支援対象となります。

また、時短営業等で勤務時間が減少した場合や、シフト日の減少など月の一部分の休業も対象となります。（就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。）

- 申込時期：労働者が事業主の協力を得て、申請。

申請の締め切りは、原則下記の通りです。

勤務先（※1）	休業した期間	締切日（郵送の場合必着）
中小企業	令和2年4月～9月（※2）	令和3年7月31日（土）
	令和2年10月～令和3年4月	
	令和3年5月～6月	令和3年9月30日（木）
大企業	令和2年4月～6月	令和3年7月31日（土）
	令和2年12月～令和3年4月（※3）	
	令和3年5月～6月	令和3年9月30日（木）

※1 勤務先が大企業か中小企業かは、従業員数と資本金で区分されます。

詳しくは、下記厚生労働省ホームページをご覧ください。

※2 一部のみ対象。詳しくは、厚生労働省のプレスリリース

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_18923.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18923.html)）をご確認ください。

※3 この期間の始期は勤務先のある都道府県の時短要請日です。

（例：埼玉県は12月4日、東京都は11月28日）

- 問合せ先：
  - 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

（0120-221-276 受付時間：月～金 8:30～20:00/ 土日祝 8:30～17:15）

### ●日本政策金融公庫の教育ローン 【幅広い世帯の方】

- 概要：大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内（一定の要件に該当する場合、450万円まで）の貸付を行うものです。利息は年1.68%（固定金利）です。

- 申込時期：随時

- 問合せ先：日本政策金融公庫 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

## ●生活福祉資金貸付金（緊急小口資金の特例貸付）【幅広い世帯の方】

- ・概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための生活資金を必要とする世帯に20万円以内の貸付を行うものです。  
※新型コロナウイルスの影響での減収があれば、休業状態になくても対象となります。

※返済開始時期を令和4年3月末まで延長しています。

- ・申込時期：随時（※令和3年6月末まで）

- ・問合せ先：・お住まいの市区町村の社会福祉協議会

- ・個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター  
(0120-46-1999 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）)

※厚生労働省ホームページ (<https://corona-support.mhlw.go.jp/>)

※紹介動画：<https://www.youtube.com/watch?v=i339Vovm-S4>

※緊急小口資金のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、月15万円以内（単身世帯の場合。最大3か月）を貸付上限額とした無利子の貸付を行う総合支援資金があります。

## ●生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】

- ・概要：低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、月額6.5万円以内（大学の場合）を無利子で貸付を行うものです。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内の貸付を行うものです。

- ・申込時期：随時

- ・問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

※生活福祉資金貸付制度：厚生労働省ホームページ

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html))

## ●母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】

- ・概要：母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金として、無利子・38万円以内（本学を含む国公立大学の場合）、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月14.6万円以内（大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度です。

※母子父子寡婦福祉貸付金による貸付を受けた方であって、高等教育の修学支援新制度による支援を受けた方は、母子父子寡婦福祉貸付金の一部又は全部を返還いただく必要があります。

- ・ 申込時期：随時
- ・ 問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当
  - ※ひとり親世帯関係施策：厚生労働省ホームページ  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-katei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/index.html))
  - ※母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）：内閣府男女共同参画局のホームページ  
([https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/law/23.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/23.html))

### ●住居確保給付金【独立生計・収入減の方】

- ・ 概要：離職・廃業後2年以内又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方（※）に家賃相当額（住宅扶助特別基準額が上限）を自治体から家主へ支給することで支援する制度です。
  - ※支給期間：原則3か月（最長9か月（令和2年度中に新規申請していた方は最長12か月））
  - ※令和3年6月末までの間、支給が一旦終了した方に対して、3か月間の再支給を可能とする。
  - ※学生アルバイトの場合は、基本的には対象には想定されていませんが、世帯生計を維持している（専らアルバイトにより学費や生活費等を賄っていた等）ことや求職活動などの支給要件に該当する方は支給対象になる場合がありますので、詳しくは相談窓口となる自立相談支援機関等にご相談ください。
- ・ 申込時期：随時
- ・ 問合せ先：・ お住まいの都道府県・市・区等の自立相談支援機関
  - ・ 住居確保給付金相談コールセンター  
(0120-23-5572 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）)
  - ※厚生労働省ホームページ  
(<https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html>)
  - ※紹介動画：<https://www.youtube.com/watch?v=jknSTkyyGTk>

### ●雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（新型コロナに伴う特例措置）【事業主】

- ・ 概要：事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用維持を図るため、労使間の協定に基づき休業を実施した場合に、事業主が従業員に支払った休業手当の一部を助成するもので、学生アルバイトを含む非正規雇用の従業員の休業も助成金の支給対象としているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小している事業主に対し、助成率の引上げ等の特例措置を講じています。
  - ※現行の特例措置は6/30まで。
  - ※緊急事態宣言に伴い、基本的対処方針に沿った知事の要請を受けて時短営業等に協力した大企業の飲食店等に加え、業況の厳しい大企業についても中小企業と同水準の助成率（最大10/10）に引き上げています。

- ・ 申込時期：事業主が設定した原則1か月の休業実施期間末日の翌日から2か月以内（※事業主が申請）
- ・ 問合せ先：
  - ・ 都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）
  - ・ 雇用調整助成金コールセンター  
(0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）)
  - ・ 厚生労働省公式LINE アカウント

※詳細は厚生労働省ホームページ（以下URL）をご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html#inquiry](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html#inquiry)

### ●学校・子供応援サポーター人材バンク【アルバイト収入の減少した方】

- ・ 概要：人材バンクに希望の勤務地や勤務条件等を入力して登録すると、条件が合致した場合には、学校をサポートする人材を探している各自治体の教育委員会等により採用についての打診が行われる、という仕組みの人材バンクです。  
(※登録しても必ず採用されるわけではありません。)
- ・ 申込時期：随時
- ・ 問合せ先：文部科学省 ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00012.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00012.html))

●その他、厚生労働省のホームページに掲載されているリーフレットに、現在国等が実施している経済支援制度がよくまとめられていますので、こちらもご覧ください。

- ・ **厚生労働省 生活を支えるための支援のご案内（PDF ファイル）**

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

#### お問い合わせ先

1～4 について…学生・就職支援担当（mail: [gakusei@spu.ac.jp](mailto:gakusei@spu.ac.jp)）

5 については各制度の実施主体にお問い合わせください。